

令和 5 年 6 月 12 日現在

機関番号：24405

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12644

研究課題名（和文）中米統合機構における超国家的な地域共同体法の国内適用の比較研究

研究課題名（英文）Comparative study of the application of Community law by national courts in Central America

研究代表者

中井 愛子（Nakai, Aiko）

大阪公立大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：00815722

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：地域的共同体法の国内的地位や国内法との関係は、国際法の側、すなわち地域的共同体法及び地域的国際裁判所の規程によって決まるというよりも、各国の憲法、これまで蓄積されてきた各国内の判例、そして、それらを踏まえて国内裁判所がなすところの憲法・国際法・共同体法の法解釈によって決定されている。そのために、同じ地域統合に参加していても、国によって共同体法の国内的地位や具体的な問題における適用・不適用が異なりうる。また、共同体法の国内的地位をめぐる国内判決が、国際法一般と国内法の関係にも影響している国と、共同体法だけの範疇にとどまっている国とがあり、これも国内裁判所の判断に依存する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

かつて国内問題とされた事項にも国際法の規律が及び現代において、国際法の国内的地位・国内履行のあり方は社会的にも重要な問題である。同じ地域統合に参加し、直接適用性と国内法に対する優越を予定された国際法（＝共同体法）に規律される国の間でも、国内での適用の現状は異なる。本研究は、中米統合機構を題材に、この相違が、各国の憲法、国内裁判所による自国の憲法並びに共同体法の解釈、国内法と国際法の関係に関して蓄積された国ごとの判例法理、に起因することを解明した。また、この相違は不変ではなく、国内・国際の裁判所間の判決の相互参照が国内判例の変化を導いており、裁判官が決定的な役割を担っていることが確認された。

研究成果の概要（英文）：The domestic status of international law and its relationship with domestic law are not determined solely by international law. While certain rules of international law called “Community Law,” such as EU law or SICA law, presume their supra-nationality, their actual functions within a member state differ from one to another. This research revealed that the differences in constitutional clauses on international law’s status, related jurisprudences accumulated within each country, and the variety of interpretations of the Constitution, international law, and Community law held by domestic judges led to this situation. National judges have the key to opening or closing the state towards regional integration or globalization of law, whereas the studies of international integration tend to underrate them.

研究分野：国際法

キーワード：憲法と国際法 裁判官対話 中米統合機構 法の地域統合 国際法の優越 中米司法裁判所 共同体法 SICA

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

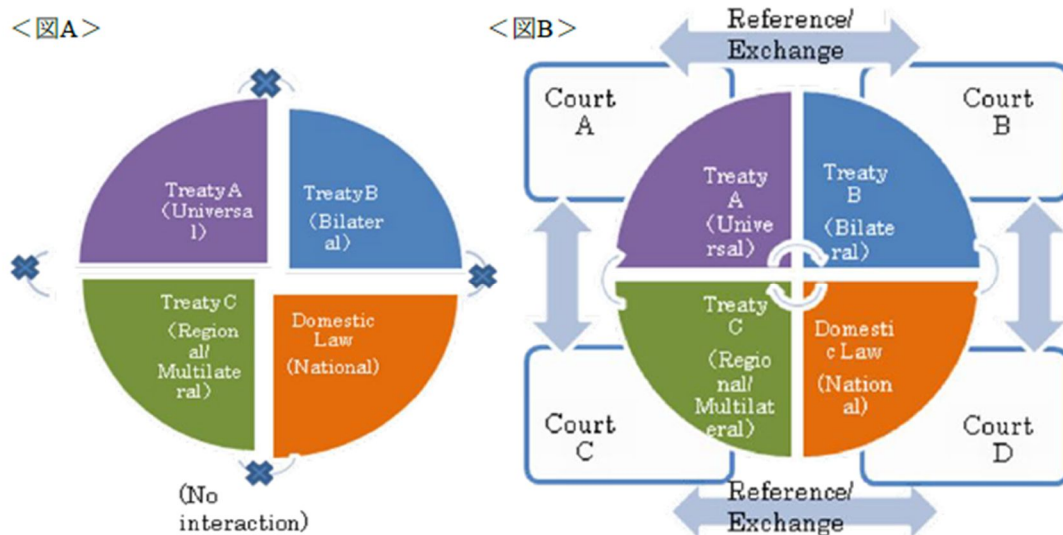
1. 研究開始当初の背景

進展した地域統合においては、国際法でありながら国内での直接適用可能性と国内法への優越を備えた超国家的な共同体法が生成されることがある。超国家的な国際法が国内法秩序においてどのように適用されているかという問いは、これまで主に欧州連合（EU）諸国を対象に研究されてきた。EU を対象にした先行研究の成果として、従来の国際法学が立法論的な法の性質論（直接適用可能かどうか、国内法に優越するか、国内憲法がどう規定しているか等）に要因を求めがちであったのに対して、実際には、共同体法の国内適用に決定的な役割を担っているのが国内裁判所であること、さらに、国内裁判所と地域的国際裁判所の間にそれぞれの判例法理を通じた「対話」があることが明らかになった。

判例法理を通じた内外の裁判所間の「対話」の発見は、国際法学に以下のような変化をもたらした。

伝統的な考えにおいては、国際法と国内法は別個の法体系とみなされてきた。また、国際法同士の間でも、各条約は原則としてそれぞれ 1 つの法体系を構成しているとみなされ、一般国際法が問題になるときを除いて、基本的に各条約が互いに独立していると解されてきた。例えば、2 つ以上の条約に全く同じ文言の法概念が含まれていたとしても、A 条約におけるその意味と、B 条約におけるその意味は、全く別のものでありうる。原則としてそれらの間に関連はない。国際法と国内法の間でも、国内法同士の間でも、基本的に同様である。たとえ同じ文言の概念が含まれていても、国際法上のそれと国内法上のそれは異なるものでありうるし、A 国の国内法上のそれと B 国の国内法上のそれとは全く別のものでありうる。

こうした伝統的な理解は近年再考を迫られている。それぞれ別個の法体系に設置された別個の法廷であったはずの裁判所の間で判決・裁定の相互参照が起こり、相互に独立していたはずの法体系の間に相互作用が起こっている。変化をイメージで表すと、次の図 A から図 B に変わりつつある。かつて、国際法を解釈適用する裁判所の増殖によって、国際法の断片化（fragmentation）を危惧する議論があったが、実際には裁判所間での判決・裁定の相互参照によって調和がより進んでいる面がある。また、国際裁判所と国内裁判所の間でも、判決の相互参照の現象によって国際裁判所の法理を国内裁判所が受容する、さらには、国内裁判所の法理を国際裁判所が取り入れる、といった双方向の裁判官対話が見られている。



この現象は、1979 年に、EU 裁判所と国内裁判所の各々の判決を介した相互作用の文脈で、フランス国務院（行政最高裁）のジュヌボワ(Bruno Genevois)判事によって「裁判官の対話 (dialogue des juges)」と名付けられた。今日では、裁判所間の対話(dialogue of courts)、司法対話(judicial dialogue)等とも呼ばれる。こうした裁判所間の対話の現象は、地域共同体法と国内法の間だけでなく国際法と国際法の間でも起こっている。(例えば、ある投資協定上の紛争が国際仲裁廷に付託され、その仲裁廷が他の協定上の類似の紛争に関する他の仲裁廷の裁定を参照する現象が典型である。)また、国際裁判所との対話を介して、間接的に、国内裁判所間にも相互作用が生じている。

裁判所間の対話は、現段階では地域統合において特に顕著であるが、潜在的にはあらゆる法体系のあり方に変化をもたらしうる現象である。さらに、地域主義はいまや世界的な趨勢である。超国家的な地域共同体法を有するに至った地域も欧州に限られない。中南米にも国内での直接適用可能性と国内法への優越を備えた共同体法を有する諸国が存在し、裁判所間の対話がすでに議論されている。地域的共同体法という超国家的な国際法を有しているのは欧州と中南米の

みであり、これらは法の地域統合・司法の地域統合にまで進んだ地域といえる。他方で、より広く、地域的人権条約等の地域的国際法を解釈適用する地域的国際裁判所を備えた法の地域主義・司法の地域主義を対象にすれば、欧州・米州のほか、アフリカにも複数の地域的国際裁判所があり、アジアにも、萌芽的であるが、一定の法的な含意を有する地域主義の動きがある。

このような世界の動きを踏まえるならば、国際法の国内適用の実態と裁判所間の対話の現象の実態をより適切に把握するには、欧州を超えて各地域を対象とした研究が不可欠といえる。だが、世界的にみても裁判所間の対話の研究はまだ少ない上に、欧州を対象とした研究に偏り、この現象が各地の地域主義と結びついたグローバルな趨勢であることの認識に欠け、他地域の研究が遅れている。特に我が国にはほぼ全く先行研究がない。

2. 研究の目的

上のような背景から、研究代表者は、これまで欧州研究に留まってきた裁判官対話研究の枠を破り、欧州以外の地域における裁判官対話の実相を解明した上で地域間比較を行って、この現象のグローバルな実態を把握することが今後の国際法研究の発展に不可欠であるとの問題意識を有するに至った。かかる問題意識の下、本研究は、まず、欧州よりも古い地域統合の歴史を有し、現代ではEU法に類似する超国家的な共同体法を有するに至った中米統合機構(SICA)を対象に、各加盟国における共同体法の国内受容と国内裁判所による国内適用の状況を解明し、同じ統合機構内部の加盟国間での比較、および、対外的なEUとの比較を行うこととした。とりわけ、欧州を中心とした研究の内部で、裁判官対話を地域的国際裁判所の影響力の拡大の現象とみなす研究と、国内裁判所の抵抗の現象とみなす研究への二分化の傾向が見られたことに鑑み、地域的国際裁判所と各国の国内裁判所がどのように対話に参加しているのかを解明し、裁判官対話の推進による統合の深化における国内裁判所の役割を検証することを目的とした。

3. 研究の方法

現地において、国内法制、判例、学説の資料収集および裁判所を訪問してのインタビュー等を行い、それらから得られた知見を取りまとめるという方法を取った。当初、この地域に関して研究代表者が過去に行った研究(特別研究員研究奨励費)で訪問済みの国と、本研究遂行のために新たに渡航する国を合わせて、中米統合機構諸国8か国全てを訪問して資料収集・インタビューを行う計画であったところ、現地の政情不安とコロナ禍が重なり、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、パナマの5か国に留まった。その他の諸国に関しては、メキシコなどの近隣の諸国に滞在しての資料収集を行った。このほか、中米の地域統合の特性を相対的に明らかにするため、南米共同市場、アンデス共同体、太平洋同盟、NAFTA、OASといった、地域的国際法(地域的共同体法であるものとならないものを含む)の形成を伴う中南米地域の他の地域主義の調査を合わせて行う手法を取った。

4. 研究成果

2018年度は現地調査を計画していたが、現地の政情悪化等により実現できなかった。次善策として、北米・南米の近隣諸国で資料収集を行いつつ、2年目以降に予定していた他の地域との比較研究の準備を前倒して進めた。結果的に、地域国際法の一般的意義と比較に関する総論的・理論的な研究が先行して進む形となった。研究成果の発表として、プエノスアイレスで開催されたラテンアメリカ国際法学会(Sociedad Latinoamericana de Derecho Internacional)の隔年次大会で講演"Bridging the Perception Gap between Investing States and Host States: Rethinking Calvo, Drago, and Other Latin American Doctrines"を行い、現地の研究者と有意義な交換を行った。地域国際法及び地域的な司法による紛争解決は、一般に、グローバルな国際法に抗い、地域的な特殊な妥当性を追求するものとみなされてきた。だが、中南米の地域的な法実行の史的展開を検証するならば、国内・国際、地域・グローバルの各法領域の適切な接合の必要を顕在化させ、逆にグローバルな司法的紛争解決を促進する機能を果たしてきたともいえる。この知見によって、同種の現象の今日的な展開である、地域共同体法とその他の国際法それぞれの国内適用に関する各地域・各国の法実行を比較する意義が有意に補強された。

2019年度は、中米統合と南米・欧州の地域統合(南米共同市場、アンデス共同体、EU)における地域的国際裁判所の制度設計の比較と、中米統合機構加盟国の各国の憲法秩序における国際法・地域的共同体法の地位の比較を計画した。この計画に沿って、年度前半にグアテマラでの現地調査を行った。司法関係の資料を収集したほか、同国に所在する中米議会を視察しインタビューを行った。研究成果として、ラテンアメリカの地域的国際法と一般国際法の対話による変化を題材としたスペイン語の論考を執筆し、2019年12月に共著書の中の1章として出版した。(Aiko Nakai, "La contribución de la Argentina al desarrollo del derecho internacional: pasado y futuro," in Jorge Carlos Guerrero, ed., *Perspectivas multidisciplinares sobre la Argentina contemporánea* (2019)).

2020年度は3年計画の3年目であり、追加的な調査を行うとともに、前年度までの研究成果のとりまとめ・発表に中心的に従事する計画であった。昨年度グアテマラにて収集した資料の分析を進め、他の中米諸国との比較を行った。また、中米統合機構と他の国際統合機構との比較の観点から、共同体法をめぐる類似の法現象が起こっている南米の地域機構の現状を調査すると

ともに、中米のそれとの比較を行った。さらに、前年度までの調査結果をとりまとめる作業を行った。これらの研究活動によって以下の研究成果発表を行うことができた。2020年11月に本研究課題の研究成果の一部(中米司法裁判所に関する基礎的な研究)を内容の一部に含む書籍『国際法の誕生 ヨーロッパ国際法からの転換』を出版した。2021年3月に、中米の共同体法の国内適用をめぐる裁判所間対話を紹介した論説「中南米(ラテンアメリカ・カリブ)の国際裁判所と裁判官対話」を発表した。これらの発表に際しては、他の研究者からのフィードバックを得てさらに成果を充実させることができた。

このように、本研究課題の遂行は全体として順調に進んだ一方、COVID-19の流行とそれに伴う渡航制限の影響で、予定していた現地調査の一部が実施できなかった。そのため、2021年度未まで研究期間を延長した。

2021年度は、研究成果の発表に向けて、各国について得られた以下の知見を整理して論考を準備する作業に入った。(1)国内の憲法における、国際法・国内法関係を定めた諸条項、ならびに、地域統合に関する特別の諸条項の、有無および内容。(2)共同体法の国内適用に関する国内判例のうち、特に、国内法及び憲法と共同体法との優先劣後関係に関するもの。(3)中米司法裁判所の判例で同様の事項に関するもの。(4)中米司法裁判所の判例への返答にあたる国内判例。中米司法裁判所の管轄権を受諾している国であるにもかかわらず現地での資料収集が実現できていない1カ国を除き、他の諸国に関しては上記の整理をほぼ完了することができた。また、前年度に発表した研究成果への反響から、地域的国際法や裁判官対話の現象に関する複数の研究会等に招待または参加の機会を得て、議論の発展に一定程度の貢献をなすことができた。このほか、中米地域における憲法と国際法の関係に関する初期の歴史的事例としての側面を有する、政府承認に関するトバール主義の採用を対象に含む論文「米州の国家承認・政府承認ドクトリン：10ドクトリン、3条約、2条約草案、4決議からの考察」を発表した。

他方で、COVID-19流行の影響で2021年度も研究計画の一部が果たせなかったため、2022年度未までの研究機関延長を申請した。

2022年度は、最終年度として、本研究計画において得られた知見の総括(研究成果の取りまとめ)及び研究成果発表を行った。総括対象とした知見は以下のとおりである。(1)国内の憲法における、国際法・国内法関係を定めた諸条項及び地域統合に関する特別の諸条項。(2)共同体法の国内適用に関する国内判例のうち、特に、国内法及び憲法と共同体法との優先劣後関係に関するもの。(3)中米司法裁判所(CCJ)の判例で同様の事項に関するもの。(4)CCJの判例への返答にあたる国内判例。これらの知見の整理・総括及び研究成果発表は、当初は一昨年度(及び期間延長によって昨年度)に予定されていたがCOVID-19の影響で完遂できなかったものである。2022年度も知見のアップデートのための現地渡航は叶わなかったが、遠隔から手に入るリソースを利用して最近の変化をできる限りフォローしたほか、近隣諸国において南米共同市場、アンデス共同体等の他の地域機構との比較を進め、以下のとおり研究成果を取りまとめて発表することが出来た。第一に、中米統合機構の司法制度設計、加盟国とCCJの間の判決の相互参照、並びに、他の地域統合からの影響(裁判所規程の比較、加盟国の国内裁判所またはCCJによる他地域の地域的国際裁判所判決またはその加盟国の国内判決の引用または参照)から、この地域における法の統合の現状と国内裁判官の役割を分析する章を執筆し、共著書として出版した(『裁判官対話：国際化する司法の協働と攻防』(日本評論社))。第二に、地域的諸条約、裁判所規程及び各種規則によって定められたCCJの管轄権、中米統合機構の全加盟国の各国国内憲法の条文及び国際法と国内法の関係に関する主要判例法理、各国の憲法および憲法解釈の相違を踏まえた、共同体法の国内的地位に関する各国の裁判例の紹介及び比較検討、を内容とする論考の紀要への連載を開始した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 中井 愛子	4. 巻 69/3・4
2. 論文標題 中米統合機構諸国における国際法および共同体法の国内的地位の比較：憲法と判例（一）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学雑誌	6. 最初と最後の頁 1-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中井愛子	4. 巻 128(10)
2. 論文標題 米州の国家承認・政府承認ドクトリン：10ドクトリン、3条約、2条約草案、4決議からの考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学新報	6. 最初と最後の頁 459-484
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中井愛子	4. 巻 1162
2. 論文標題 中南米（ラテンアメリカ・カリブ）の国際裁判所と裁判官対話	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 20-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Aiko NAKAI
2. 発表標題 Bridging the Perception Gap Between Investing States and Host States: Rethinking Calvo, Drago, and Other Latin American Doctrines
3. 学会等名 Sociedad Latinoamericana de Derecho Internacional（国際学会）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 伊藤 洋一、須網 隆夫、網谷 龍介、寺谷 広司、濱本 正太郎、中井 愛子、澤田 眞治	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 328
3. 書名 裁判官対話：国際化する司法の協働と攻防	

1. 著者名 中井愛子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 京都大学学術出版会	5. 総ページ数 626
3. 書名 国際法の誕生 ヨーロッパ国際法からの転換	

1. 著者名 Aiko NAKAI, et. al.	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Universidad Nacional de Cordoba, Universidad Nacional de Rio Negro, Universidad Nacional de Mar del Plata	5. 総ページ数 501
3. 書名 Perspectivas multidisciplinares sobre la Argentina (担当：第2章 La contribucion de la Argentina al desarrollo del derecho internacional: pasado y futuro)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------

ブラジル	サンパウロ大学			
------	---------	--	--	--